

**平成31年度 社会福祉法人糸魚川市社会福祉協議会  
介護員養成研修事業 介護職員初任者研修課程（通学形式）学則**

**（事業者及び事業所の名称・所在地）**

第1条 本研修事業は、下記の事業者（以下「事業者」という。）が下記の事業所（以下「事業所」という。）において実施する。

	事業者	事業所
名称	社会福祉法人 糸魚川市社会福祉協議会	糸魚川市社会福祉協議会 介護センターにじ
所在地	新潟県糸魚川市寺町4丁目3番1号	新潟県糸魚川市押上2丁目9番65号

**（事業の目的）**

第2条 急速に進行する高齢社会を迎え、糸魚川圏域においても介護分野の人材確保は重要な課題となっている。また、介護のニーズは益々多様化し、サービスの質の向上が求められている。基本理念「共に支えあい、安全で安心した生活ができる地域づくり」にもとづき、地域福祉の推進を図るため、介護を行う上で必要な知識・技術を習得し、介護の業務にやりがいを感じて実践できる介護職員を養成し、介護分野の人材確保に資することを目的とする。

**（形式）**

第3条 事業者は、事業所において通学形式により本研修事業を実施する。

**（実施課程及び研修事業の名称）**

第4条 実施課程及び研修事業の名称は次のとおりとする。

（1）介護職員初任者研修課程

糸魚川市社会福祉協議会介護職員初任者研修課程（通学形式）

**（年間事業計画）**

第5条 平成31年度の研修事業は、下表の計画のとおり実施する。

回数	実施期間	募集定員
第1回	平成31年 7月5日～平成31年10月29日	12名
計		12名

\*1 尚、受講者が一定の数に満たない場合、研修事業を中止することがあります。

\*2 平成31年4月10日現在において、新元号が施行前であるため「平成」で表記しており、施行後は「平成」を「令和」と読み替えます。

### (受講対象者)

第6条 受講対象者は次の者とする。

- (1) 心身ともに健康である16歳以上の者。
- (2) 職業に必要な技能及びこれに関する知識を習得することにより、早期就業を望んでいる求職者。
- (3) 講義、演習会場に通学可能な者。

### (研修参加費用)

第7条 研修参加費用は下表に示すとおりとする。

項目	金額	納入方法と納付期限	合計金額
受講料	6,048円	一括納入とし、研修開始日に現金納付	6,048円 (税込み)
テキスト代	受講料に含まれる		
その他	*通学にかかる交通費等は自己負担となります。		

- その他 ① 一度納付された研修参加費用は、理由の如何に関わらず返金しないものとする。
- ② このほか、演習時に使用する衣服類については、受講者が各自持参することとし、費用徴収は行わない。

### (使用教材)

第8条 研修に使用する教材は次のとおりとする

公益社団法人介護労働安定センター介護職員初任者研修テキスト 全4冊  
(平成30年3月初版発行)

### (研修カリキュラム)

第9条 研修を修了するために履修しなければならない研修カリキュラムは、別添1の1のとおりとする。

### (研修会場一覧)

第10条 研修において使用する研修会場及び実技演習会場は、別添3のとおりとする。

### (担当講師一覧)

第11条 研修を担当する講師は、別添4の1のとおりとする

### (申込手続)

第12条 申込み手続きは次のとおりとする。

- (1) 受講申込用紙に必要事項を記載の上、期日までに申し込む。その際、次条に基づき申込書に運転免許証等本人確認ができる書類の写しを添付することとする。
- (2) 事業者は、審査の上受講者を決定し、受講決定通知書を受講申込者へ送付する。
- (3) 受講決定通知書を受け取った受講申込者は、第7条に定めるとおり、研修参加費用を納入する。
- (4) 事業者は、研修参加費用の納入を確認し、開校式に教材を配布する。

### (受講時等の本人確認方法)

第13条 受講者は、受講申込時に申込書に以下のいずれかの公的証明書の写しを提出することとする。事業者は、受講申込書に記載された氏名と証明書等の写しの氏名が同一であることを確認する。

- (1) 運転免許証
- (2) 健康保険証
- (3) 住民票
- (4) 戸籍謄本又は戸籍抄本
- (5) パスポート
- (6) 住民基本台帳カード
- (7) 年金手帳
- (8) 国家資格の免許証又は登録証

### (科目免除の取扱い)

第14条 科目の免除は行わない。

### (研修修了の取扱い)

第15条 (1) 修了の認定は、第9条に定めるカリキュラムをすべて履修し、「9 ところとからだのしくみと生活支援技術」科目における生活支援技術の習得状況の確認において介護技術の取得が講師によって評価され、かつ、修了評価の結果が事業者の定める水準を超えるものであることが事業者において確認された受講者に対し行う。

(2) 修了評価は、第9条に定める全てのカリキュラムの履修後、筆記試験により行うとする。

なお、当該筆記試験については、100点を満点評価とし、理解度の高い順にA・B・C・Dの区分で評価し、C以上で修了時に到達すべき水準に達したもの（合格）と認定する。

A：90点以上	B：80～89点	C：70～79点	D：69点以下
---------	----------	----------	---------

(3) 合格に達しなかった受講者については、再試験の受験前に、必要に応じて不合格者補習を行い、再試験を行う。

#### (研修欠席者の扱い)

第16条 (1) 理由の如何にかかわらず、研修開始から10分以上遅刻した場合は欠席とする。やむを得ない理由で欠席する場合や遅刻・早退する場合は、事前に「欠席届」「遅刻早退届」を提出することとする。

(2) 研修の一部を欠席した者でやむを得ない事情があると認められる者については、5時間を上限として補講を行うことにより当該科目を修了したものとみなす。

#### (補講の取扱い)

第17条 事業者は、第15条及び第16条にもとづき必要な補講を行う。

また、こころとからだのしくみと生活支援技術「基本知識の学習」の最後の1時間に行う小テストにおいて、20点を満点評価とし、13点未満の受講者に対して補講を行う。

補講は原則として事業者で行い、その補講にかかる受講料は無料とするが、やむを得ない場合、他の事業者において実施することがある。その場合の補講にかかる受講料は、補講を行う事業者が定める金額に従い、受講者が負担することとする。

#### (受講の取消し)

第18条 事業者は、次の各号の一に該当する者について受講を取り消すことができる。

- (1) 学習意欲が著しく欠け、修了の見込みが無いと認められる者
- (2) 研修の秩序を乱し、その他受講者としての本分に反した者

#### (修了証明書の交付)

第19条 事業者は、第15条により修了を認定された者に対し、新潟県介護員養成研修事業実施要綱11に規定する修了証書を交付する。

#### (修了者名簿の管理)

第20条 修了者名簿の管理は次のとおりとする。

- (1) 事業者は、修了者について修了者台帳に記載し、新潟県が指定した様式により新潟県知事に報告する。
- (2) 修了証明書の紛失等により修了者から再交付の申し出があった場合は、修了者の申出により再発行することができる。

#### (研修事業実施担当部署)

第21条 研修事業実施担当部署は、社会福祉法人糸魚川市社会福祉協議会内に設置する。

#### (個人情報の保護)

第22条 情報の取扱いは次の各号のとおりとする。

- (1) 「個人情報保護法に関する法律」その他関係諸法令を遵守するとともに、個人情報の適正な取り扱いに関する社会的ルールに則して、適切に取り扱うこととする。
- (2) 当研修事業で知りえた個人情報は当研修会のみで使用し、それ以外で第三者に提供しないものとする。

#### (その他)

第23条 この学則に必要な細則及びこの学則に定めない事項で必要があると認められるものについては、事業者がこれを定める。

#### (附則)

第1条 この学則は、平成31年6月10日から施行する。  
平成31年4月10日現在において、新元号が施行前であるため「平成」で表記しており、施行後は「平成」を「令和」と読み替える。